

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月8日 広島法務局廿日市支局 登記官 上杉修治

記

意見又は資料の提出先 広島法務局廿日市支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(㎡)
2416-2025-0001	廿日市市吉和字熊崎岡乙4399	畑	9・91
2416-2025-0002	廿日市市吉和字熊崎岡甲4397	畑	52
2416-2025-0003	廿日市市吉和字熊崎湯ノ本4214	宅地	46・28
2416-2025-0004	廿日市市吉和字中頓原166-1	宅地	105・83
2416-2025-0005	廿日市市吉和字大向片山1276-1	宅地	3・30
2416-2025-0006	廿日市市吉和字大向片山1276-2	畑	95
2416-2025-0007	廿日市市吉和字石原宮垣内2407	田	363
2416-2025-0008	廿日市市吉和字熊崎大3948	田	95
2416-2025-0009	廿日市市吉和字熊崎湯ノ本4132	田	6・61
2416-2025-0010	廿日市市吉和字石原福田2761-1	畑	77
2416-2025-0011	廿日市市吉和字細井原上垣内乙2003	畑	33